

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

遠賀町長 古野 修

市町村名 (市町村コード)	遠賀町 ( 384 )	
地域名	木守地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在担い手の中心となっている年齢が60歳代が多く、5年～10年先では多くの担い手が耕作を継続できる見込みはあるものの、その後一斉に高齢化による担い手不足の恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内に営農法人が2つあり、麦・大豆を作付することで耕作放棄地となることを避けられている。法人役員の世代交代を上手く行っていくことが重要となる。また、法人が受けきれない農地については、地域全体で支援することで集積を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	109 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	54 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農業振興地域内農用地の田(条件不利農地を除く)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人を中心として農地を集積・集約し、耕作しやすい環境を整備していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内の農用地部分については、数年前に暗渠排水が実施されているため現在の排水は良好。基盤整備を行っていない農地については管理しやすいほ場の整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農協や普及指導センターと営農法人で連携し、地区の農業の推進を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①カモ等被害防止のための取組みを行う
- ②減農薬・減肥料米の作付けを継続して行う
- ③農作業の効率化のためスマート農業機械を導入する
- ⑦土地条件の良好でない農地は継続して保全管理を行っていく